

令和7年4月1日現在

食事負担金について

食事負担金

食事（1食あたり）	料金
一般所得	510円
住民税非課税世帯 オ	240円（※①）
低所得II（70歳以上）	
低所得I（70歳以上）	140円（※②）
指定難病	300円

①入院人数が90日を超えると長期該当になります。さらに一食50円の減額になる場合があります。

②指定難病者、老齢福祉年金受給者、境界層該当者は、さらに一食30円の減額になる場合があります。

③食事負担金は食事を準備したものに請求させていただきます。乳幼児ミルクを用意していて使用されなかった場合も請求いたします。

【長期該当の申請】

入院日数が90日を超えた場合、入院日数が超えた日がわかる書類（領収書）と共に各健康保険の窓口で申請手続きを行っていただき、新たに発行される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受付に提示してください。申請方法については詳しくは、各健康保険の窓口までお問い合わせください。

独立行政法人国立病院機構

西埼玉中央病院